

# ヘルプマーク・ヘルプカードの普及に向けた取組状況

## 1 ヘルプマーク

### (1) 目的・効果

障害があることなどが、外見からは分からない方が身に着けることで、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができる。

(例)

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方などで、援助や配慮が必要な方



ヘルプマーク



優先席に標示されているステッカー

### (2) 普及への取組

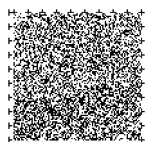
- 平成24年10月に作成。都営大江戸線で配布、優先席へのステッカー標示を開始  
⇒ 現在、全都営交通、多摩モノレール、ゆりかもめ、民間バス、都立病院等で実施
- ヘルプマーク活用促進事業（区市町村包括補助）
  - ・ ヘルプマークの製作に要する経費
  - ・ 公共交通機関、公共施設・設備等での活用に必要な経費
  - ・ ヘルプマークの広報に必要な経費
- 他の自治体や民間企業等への普及のための「作成・活用ガイドライン」及び「特設サイト」を作成

### (3) 配布実績

- 平成29年3月末で 約165,000個のヘルプマークを配布

### (4) 広域的な普及

- 広域的普及について、国に対し、障害者団体と連携し要望
- 平成29年8月末現在、京都府、和歌山県、徳島県、青森県、札幌市など30府県市町で活用（予定を含む）



## (5) 国の動向

- 経済産業省において、平成 29 年 7 月 20 日に JIS（案内用図記号）追加
- 内閣府ホームページ「障害者に関するマークについて」に追加
- 厚生労働省ホームページの障害者福祉のページに掲載

## 2 ヘルプカード

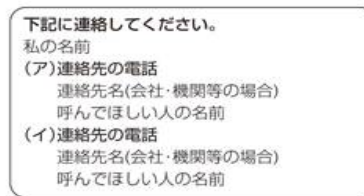
### (1) 目的・効果

緊急連絡先や必要な支援内容などを詳しく記載し、災害時や日常生活で、困ったときに見せることで、周囲に自己の障害への理解や支援を求めることができる。

(表面:上部は都内統一デザイン)



(裏面:参考様式)



### (2) 普及への取組

- 平成 24 年 10 月に作成。区市町村を通じて配布
- ヘルプカード作成のためのガイドラインを作成  
都内で統一的に活用できるように都作成のヘルプマークを用いた「東京都標準様式」を定める。
- ヘルプカード活用促進事業（区市町村包括補助）
  - ・ヘルプカードに関する学習会、セミナー等の経費
  - ・ヘルプカードを活用した防災訓練の経費
  - ・ポスター、リーフレット等の作成経費

### (3) 普及実績

- 現在、荒川区（同類カード作成）と島しょ除く都内 52 区市町村で導入

### (4) 広域的な普及

- 平成 29 年 8 月末現在、福岡県、愛媛県、徳島市、宇都宮市など 81 府県市町村で活用（予定含む）※自治体 HP 掲載情報を都収集

ヘルプマーク・ヘルプカードが持つ  
「支援を必要としていることを知らせる効果」「支援行動を促す効果」により  
**障害者理解と合理的配慮の機運を醸成するなど、**  
全ての人々が、お互いに尊重し、支え合う **共生社会の実現**

